

事業系一般廃棄物処理
手数料の納付申告をして
ください

八雲町のごみ収集運搬を利用する事業所については、条例に基づく処理手数料の納付申告が必要です。

【事業系一般廃棄物とは】

事業活動に伴って生じた産業廃棄物以外の廃棄物のことで、事業所から発生する事業系一般廃棄物は、各事業所で生活環境保全上支障が生じないように自らの責任において適正に処理しなければなりません。八雲町では家庭ごみの収集・処理に支障にならない範囲で事業系一般廃棄物の収集・処理も行っています。

【納付申告の対象事業所】

事業系一般廃棄物の収集運搬について、町のごみ収集運搬を利用して事業所

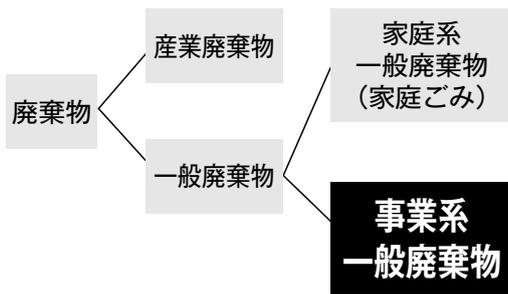
【申告・更正等に必要な書類】

下表のとおり、各書類は環境衛生係の窓口を用意していますので、必要事項を記入のうえ、提出してください。

【申請・問い合わせ先】

環境水道課環境衛生係
☎0137-63-2020
FAX0137-62-2120

廃棄物の分類フローチャート



申告・更正等必要な書類一覧

対象事業所	必要な書類の提出
①町のごみ収集運搬を利用して事業系一般廃棄物の処理を行う事業所	納付申告書と調査表を提出
②移転などにより人員、場所等に変更がある事業所	更正申請書と調査表を提出
③閉鎖等で手数料を支払う必要が無くなった事業所	消滅申請書を提出

水道・下水道の使用開始に関する
手続きについて

水道の使用を開始する時は、使用開始予定日の2日前（土日祝日を除く）までに「使用開始届」の提出が必要ですので、問い合わせ先窓口またはFAXにて届出をしてください。

※「使用開始届」は町HPからダウンロードできます。

○開栓作業の立会について

開栓作業は、平日の午前9時から午後4時30分の間に立ち会いいただく必要があります。そのため、土日祝日に使用を開始される場合は、それより前の平日での立ち会いをお願いいたします。

「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、条例に基づき認定された水道料金などを納めていただきます。

○支払い方法について

納付書による支払いと口座引落の方法があります。

【納付書による支払い】

納付書は、毎月7日頃に送付しますので納期限までに指定窓口でお支払いください。※コンビニ、郵便局ではお支

払いできません。

【口座引落】

毎月25日に前月分の料金を口座から引き落としします。別途手続きが必要となりますので、左記の窓口で手続きしてください。

・町内の各金融機関（ひやま漁協を除く）

・環境水道課業務係

・熊石総合支所地域振興課

・落部支所

・ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行については、直接銀行窓口へ提出してください。

【問い合わせ先】

・環境水道課業務係
☎0137-63-2020
FAX0137-62-2120
・熊石総合支所地域振興課
☎013988-2-3111
FAX013988-2-3230

合併処理浄化槽設置補助の
募集について

町では、生活排水による河川・水路などの公共水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、下水道整備区域以外（下水道整備区域内にあつては当分の間整備が見込まれない場合）の方がトイレの汚水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理できる合併処理浄化槽を設置する場合は補助金交付希望者を募集します。

【募集予定数】 8基

【募集期限】 4月30日(木)まで

【補助金額】

5人槽 70万円まで

7人槽 90万円まで

10人槽以上 130万円まで

※予定数を上回った場合には、新築住宅を優先し、改築については抽選により決定します。

※予定数に達した時点で受付は終了し、達しない場合は、5月7日(木)以降に随時受付します。

【問い合わせ先】

環境水道課下水道係
☎0137-63-2020